

法人税の額から控除される特別控除額に関する  
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	
----------------------------	------------------	-----	--

調整前連結税額超過額の計算			
各連結法人の当期税額 控除可能額の合計額	1	(60の①) 円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(2)のうち少ない金額
調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1) - (3)
			円

調整前連結税額超過構成額の明細			
措法第68条の 15の3第1項 各号の該当号等	連結事業年度又は事業年度		当期税額控除可能額
			調整前連結税額超過構成額
			①
			②

第1号	前期繰越分	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計	5	総額	円
			6	特別	
		・ ・	7	総額	
		・ ・	8	特別	
		・ ・	9	総額	
		・ ・	10	特別	
		・ ・	11	総額	
		・ ・	12	特別	
		・ ・	13	総額	
		・ ・	14	特別	
		・ ・	15	総額	
		・ ・	16	特別	
		計	17	総額	
			18	特別	
	当期分		19	総額	別表六の二(三)「9」
			20	特別	別表六の二(三)「16」
第2号	前期繰越分	・ ・ ・ ・ ・ 計	21		
			22		
			23		
			24		
			25		
			26		
			27	別表六の二(四)「13」	
	当期分		28	別表六の二(四)「5」	
第3号	当期分		29	別表六の二(五)「16」	
第4号	前期繰越分	・ ・	30	別表六の二(七)「30」	
		・ ・	31	別表六の二(七)「31」	
	当期分		32	別表六の二(七)「25」	
第5号	前期繰越分	・ ・	33	別表六の二(八)「30」	
		・ ・	34	別表六の二(八)「31」	
	当期分		35	別表六の二(八)「25」	
第6号	前期繰越分	・ ・	36	別表六の二(九)「30」	
		・ ・	37	別表六の二(九)「31」	
	当期分		38	別表六の二(九)「25」	
第7号	前期繰越分	・ ・	39	別表六の二(十)「33」	
		・ ・	40	別表六の二(十)「34」	
	当期分		41	別表六の二(十)「28」	
			42	別表六の二(十)「48」	
第8号	前期繰越分	・ ・ ・ ・	43	別表六の二(十一)「31」	
		・ ・	44	別表六の二(十一)「32」	
		・ ・	45	別表六の二(十一)「33」	
		・ ・	46	別表六の二(十一)「34」	
	当期分		47	別表六の二(十一)「26」	
第9号	前期繰越分	・ ・ ・ ・	48	別表六の二(十二)「31」	
		・ ・	49	別表六の二(十二)「32」	
		・ ・	50	別表六の二(十二)「33」	
		・ ・	51	別表六の二(十二)「34」	
	当期分		52	別表六の二(十二)「26」	
第10号	前期繰越分	・ ・	53	別表六の二(十四)「31」	
		・ ・	54	別表六の二(十四)「32」	
	当期分		55	別表六の二(十四)「26」	
第11号	当期分		56	別表六の二(十五)「16」	
旧第9号	前期繰越分	・ ・	57	別表六の二(十三)「30」	
		・ ・	58	別表六の二(十三)「31」	
	当期分		59	別表六の二(十三)「25」	
合計			60		(4)

別表六の二十六  
平二十三・六・三十以後終了連結事業年度分

## 別表六の二(十六)の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は平成22年改正法附則第111条（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）の規定により読み替えられた現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律第17条の規定による改正前の措置法（以下「平成23年旧措置法」といいます。）第68条の15（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額②」の各欄には、「調整前連結税額超過額4」の金額が控除可能期間（措置法第68条の15の3第1項又は平成22年改正法附則第111条の規定により読み替えられた平成23年旧措置法第68条の15第1項に規定する控除可能期間をいいます。）の最も長いものから順次成るものとした場合に措置法第68条の15の3第1項又は平成23年旧措置法第68条の15第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する金額を記載します。
- 3 「旧第9号」の各欄は、平成22年改正法附則第110条（連結法人が情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の措置法第68条の15第2項又は第3項（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。